

三輪田学園中学校・高等学校 いじめ防止対策基本方針（2026 年度版）

1. いじめ防止に関する考え方

（1）基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命、心身又は財産に重大な被害を生じさせるおそれのある行為であり、決して許されない。

本学園は、いじめが全ての生徒に関係する問題であり、どの生徒にも、どの学校でも起こり得るとの認識に立ち、「いじめを生まない」「いじめを見逃さない」「いじめを重大化させない」学校づくりを、全教職員の共通責務として進める。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かは、表面的・形式的に判断せず、行為を受けた生徒の立場に立ち、本人の表情や様子、行為時の状況等も丁寧に確認する。疑いのある情報は特定の教職員で抱え込まず、学校いじめ対策組織に速やかに報告し、組織として認知・対応する。

（2）本学園の教育理念との関連

本学園の教育理念「徳才兼備の女性を育てる」及び校訓「誠のほかに道なし」を踏まえ、本学園では、多様性を認め、対話と共感を通して互いの尊厳を尊重する教育を日常的に行う。いじめは、被害・加害という固定的な関係に限らず、集団の中で立場が入れ替わりながら生じ得ることを踏まえ、全ての生徒が安心して学び、意見を表明し、助けを求めることができる環境を整える。

いじめ防止の基盤は、生徒が友人や教職員との信頼関係を築き、安全・安心な環境の中で授業や学校行事に主体的に取り組める学校づくりにある。一人一人の可能性と多様な能力を引き出し、自己肯定感と自己有用感を育て、他者理解を深めるとともに、傍観せず支え合う力、情報社会で責任ある行動を選択する力を育てることを重視する。

（3）いじめの定義

本基本方針における「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット、SNS 等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。行為が一回限りであること、継続性や一方性がないこと、行為者に悪意がないことをもって、直ちにいじめから除外しない。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、返却を拒まれたりする
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷、無断撮影・拡散、なりすまし、仲間はずれ等をされる

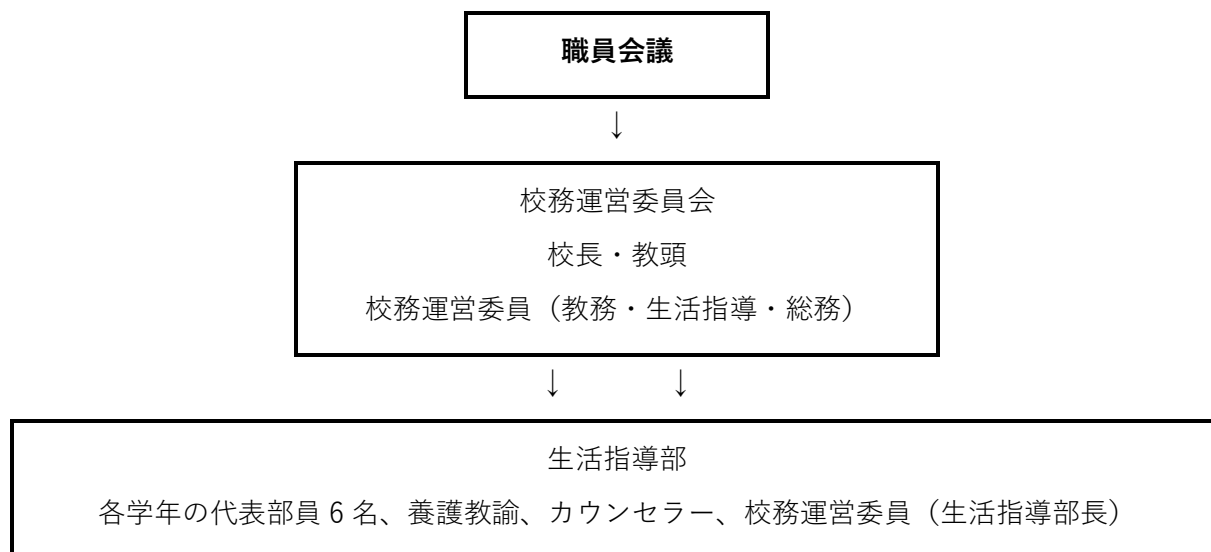
（4）いじめ防止に関し、参考にすべき法令・方針等

- ・ 日本国憲法
- ・ 児童の権利に関する条約
- ・ こども基本法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 国の基本方針
- ・ 重大事態調査ガイドライン
- ・ 三輪田学園道徳大綱 等

2. いじめ防止対策のための組織

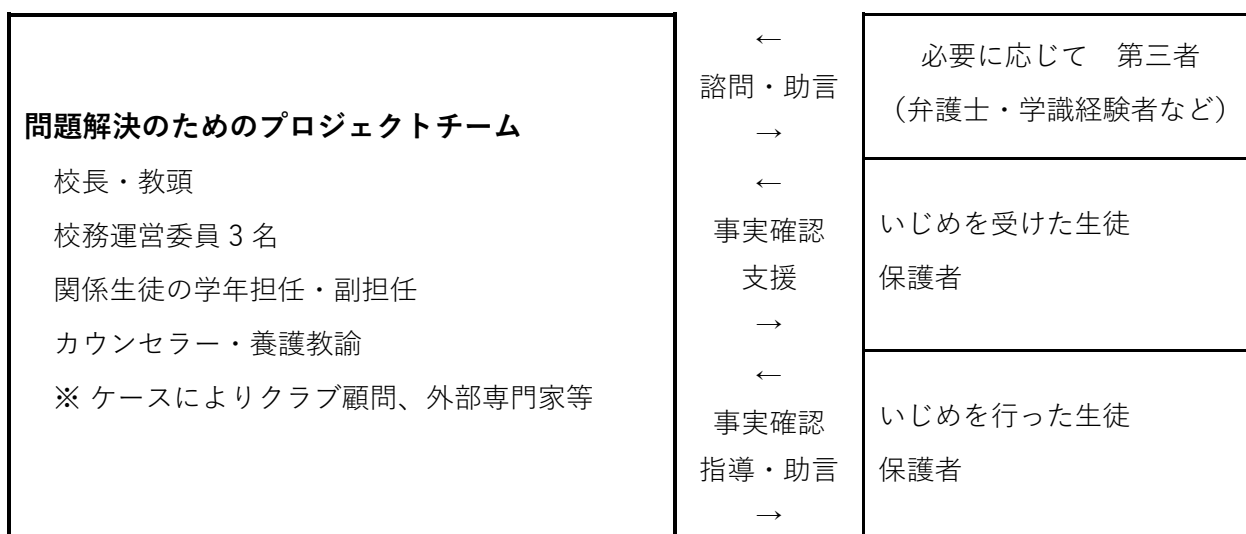
★ いじめの疑いに関する情報は、生活指導部および校務運営委員会（両者を合わせて学校いじめ対策組織とする）に速やかに報告し、毎週的生活指導委員会でも継続的に共有・点検する。

通常の組織図



★いじめが疑われる情報を把握した場合、又は問題が顕在化した場合

- ・直ちに生活指導部長および管理職へ報告し、必要に応じて問題解決プロジェクトチームを編成して、事実確認、支援及び対応方針の検討を行う。
- ・いじめを受けた生徒の安全確保と支援を最優先に、いじめを行った生徒への指導・支援及び双方の保護者への説明・助言を継続して行う。
- ・重大事態の疑いがある場合は、学校の設置者及び所轄庁へ速やかに報告し、外部専門家・関係機関と連携する。



3. いじめ防止のための具体的な取り組み

(1) 未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめを生まない集団づくりと、いじめを重大化させない未然防止に取り組む。

- ・「いじめをなくす三原則」の徹底
「いじめ」を許さない・「いじめ」を受けた者を支える・「いじめ」に傍観者なし
- ・生徒の自己肯定感・自己有用感、他者を尊重する心、規範意識及び援助希求力を育てる継続的な指導
指導の視点…「一人一人がかけがえのない存在」「対話する力・共感する力・助けを求める力」
- ・生活指導部主導の下で、生徒啓発活動や情報モラル・デジタルシティズンシップ教育を企画
中学道徳・社会科・家庭科・高校情報科等の授業における SNS、画像・個人情報、生成 AI 等を含む情報モラル教育、セーフティ教室等による各学年に応じた継続的な指導、外部講師を招いての講演会の実施
- ・校長、校務運営委員が中心となって、保護者への啓発と相談窓口の周知を企画
入学準備説明会・入学式等を利用した早期の情報提供、家庭での見守り及び学校への相談の呼び掛け、外部講師を招いての講演会の実施（保護者対象、生徒と共に聞く講演会）

(2) 早期発見

いじめは大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、小さな変化や一回限りの行為も軽視せず、相談・申告しやすい体制を整える。

- ・担任・副担任、カウンセラー、養護教諭等による生徒観察、相談対応及び個別面談
- ・担任による面談（面接週間 年 2 回）及び定期的なアンケート等による、全ての生徒の状況把握
- ・把握した情報の即時報告と、学年会議・生活指導委員会・職員会議における記録・共有・継続点検

(3) 早期対応

いじめが疑われる情報を把握したときは、直ちに組織へ報告し、早期に適切な対応を行う。
この際、いじめを受けた生徒の安全確保と苦痛の軽減を最優先とする。

- ・遊びや悪ふざけ、けんかやふざけ合いであっても、背景事情と生徒が感じる被害性を確認し、定義に該当する場合は一回限りでもいじめとして認知し、早期に対応する。
- ・いじめが疑われる情報は即時に生活指導部長・管理職へ報告し、組織として認知と対応方針を判断する。特定の教員で抱え込まず、必要に応じて問題解決プロジェクトチームを立ち上げる。懲戒等を行う場合も、教育的配慮と被害生徒の安全確保を前提に適切に判断する。
- ・生徒への聴き取りは安全と心情に配慮して個別に行い、記録を作成する。保護者には確認できた事実、学校の対応方針及び今後の見通しを適切に説明する。
- ・いじめが止んでいる状態が相当期間継続し、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認するまで、支援と見守りを継続する。＊重大事態の疑い、犯罪行為又は生命・身体・財産への重大な被害のおそれがある場合は、所轄庁、警察その他の関係機関と速やかに連携する。

※ いじめ防止対策推進法第 28 条による。「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」もしくは「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある（年間 30 日を目安とする）」場合。

◎いじめ事案への対応 フローチャート

